



食にまつわる情報をお届けするFAMICの広報誌

独立行政法人
農林水産消費安全技術センター(FAMIC)
Food and Agricultural Materials Inspection Center (FAMIC)

大きな目
小さな目

臨時号



進化する！ JAS規格

経済の国際化の進展に伴い、日本製品には国内需要の確保とともに海外市場に進出するためのPR力が必要となります。

この度改正されたJAS法(日本農林規格等に関する法律)は、規格の対象拡大などとともにISOやCodexなどの国際規格も視野に入れて、世界に通用する仕組みとなって2018年4月からスタートします。

本号では、改正JAS法で何ができるのか、どのようにビジネスに役立つのか、また、農林水産省及びFAMICの相談窓口を紹介しています。

事業者、産地及び関係の皆さまが、JAS制度や規格を利用して日本産品を広く売り込むための参考となれば幸いです。

JAS規格、広がる！

JAS規格を戦略的に活用できるよう、皆さんの身の回りにおけるさまざまな取組みをJAS規格にすることができるようになりました。

品目の種類が、**観賞用の植物・魚、漆、真珠**などを含む農林水産品・食品全般に広がるとともに、規格の種類についても、モノ(農林水産品・食品)の品質に加えてその対象が拡大されました。

どんな規格？

モノの品質

どんな基準？

一定の原材料、成分等を満たす製品の基準

例えば？



● 飲食品 ● 林産物

利点は？

利用者が安心して購入

JASマークを確認することで、商品選択の目安となる

モノの生産方法

一般的な方法により生産される製品の基準



● 伝統製法 ● 本格製法

こだわりの製法を証明

商品のJASマークにより、伝統製法などの信頼性をアピール

事業者による取扱方法

一定の方法により生産、保管・輸送、販売などを行う取扱方法の基準



● 鮮魚の流通方法 ● 管理の方法

特徴をPR

規格に適合した取扱方法であることを広告や名刺に表示できる

モノに関する試験方法

特定の成分などの測定、分析方法を公定化するもの



● 品質・成分を明確にできる判別手法
● 機能性成分の分析方法

優れた点を数値で証明

公的な試験によるデータで類似商品との区別が可能

技術、サービスの 付加価値をアピール！

皆さんの取り組みでこんなことはありませんか？

- 海外マーケットで信頼性を得たい
- 技術力の高さをPRしたい
- 自社製品の良さをデータで示したい
- 企業秘密の製法をオープンせずに、商品の宣伝をしたい
- 商品の海外基準をクリアしたい
- 自社で実施している試験方法の信頼性を高めたい
- 伝統的な産品であることをアピールしたい
- 新たな製造方法で業界を盛り上げたい
- 製品の魅力を提供方法で高めたい

JAS規格の提案で可能性が広がります

- 技術力を表す基準をJASに！
- JASでデータの信頼度を高める！
- サービスの方法をJASに！
- 海外の評価基準をJASに！
- JASを海外展開の足がかりに！
- 伝統やこだわりをJASに！



ご提案は農林水産省・FAMICで受け付けます

《皆さんと農水省・FAMICとの連携体制で規格化に取り組みます》

- 競争力の強化、社会・経済への波及効果などにつながるものがポイントです
- 一社での取り組みから業界全体の活動まで規模や技術レベルを問いません
- まずは規格化したい**アイデア**をご提案下さい
- ご提案内容を伺い、農水省(JAS室)とFAMICで**規格化をサポート**します

詳しくは裏表紙をご覧ください

業界全体の品質向上を



一般社団法人 日本花き生産協会
常務理事 新野 謙司氏

一般社団法人 日本花き生産協会

花きに関する生産技術の向上や経営及び流通の改善により、花き産業の発展を図り、国民情操の向上に寄与することを目的。

日持ち向上

切り花の日持ちが良いということは、消費者に安心して買って頂けることにつながります。

当協会では皆さんに切り花をより楽しんで頂くために、日持ち向上の技術開発など、いろいろなデータを取って改善していく取り組みを行ってきました。

その一環として、生産の段階で一定の水準を保てるように、独自の「日持ち性向上生産管理基準」の認証制度を作り、基準に沿って生産に取り組む生産者に認証マークをつけてもらうことで、消費者に安心して花を買って頂ける仕組みづくりを進めてきました。

今回、新しいJAS制度が出来て、より高いレベルの日持ち向上の取り組みをビジネスに活かす仕組みとして、JAS制度を活用することで、私たちの基礎的な取り組みも着実に進むことになるのではないかと思います。

JAS規格を活かす

当協会の認証制度は、各生産者が行っていた取り組みを地域段階から**全国規模にして、業界全体の底上げとなる**ことを目的としています。

国内の新しいマーケットにチャレンジしているという意欲的な生産者には、これらの活動をステップアップして、**日持ちの良さ**をアピールしビジネスに活かす上で、新しいJAS制度を是非とも活用してもらいたいと思います。

また、JASは、花の輸出を目指している生産者にとっても有用な制度として期待されます。もともと日本の切り花の美しさは海外に持って行っても十分競争力を有する品質です。国際園芸博覧会でグランプリを何度も受賞するなど、国際的なイベントなどでも評価は高いです。しかし、ビジネスとして輸出するとなれば生産量も必要ですし、費用も掛かり、長距離輸送のため日持ち向上は不可欠です。なかなか大変ですが、今後はJASという国家規格を足がかりに攻めていくことが可能になるものと考えます。

当協会としては、新しい JAS の仕組みを花き業界の活性化に十分に活用させて頂くために、関係者に周知し連携を呼び掛け、そのメリットを最大限引き出せるように努めていきたいと考えています。

平成30年4月からスタートする新たなJAS制度
共同提案を行った2団体に聞いた

切り花の日持ち管理基準をJAS規格に共同提案

品質管理の「見える化」



MPSジャパン株式会社
代表取締役社長 松島 義幸氏

MPSジャパン株式会社

日本においてMPS*の実務を担当するコーディネーターとして設立。MPSに関連するマーケティング等の業務。

JAS認証の価値や重要性

切り花の品質管理の「見える化」とも言えるかもしれませんが。このJAS規格は、切り花の栽培管理、採花から出荷までの管理基準を日持ち向上のために定めたもので、日持ちという目に見えない品質をJASの認証という形で担保するところに意義があると思っています。生産者が品質向上のために努力したことにJASマークを付与することで報われることになります。

また、JAS認証審査を受けるために今やっている作業をJASの基準に照らし合わせて見直すというプロセスも重要と考えており、JAS規格がツールとして切り花の日持ち向上に対する意識を高めて品質管理レベルの底上げに寄与していくと思っています。

さらなる品質管理

まず、切り花の日持ちに関するものが規格化され、国のお墨付きを付けられることを花き業界は勿論のこと生産者にも知ってもらう必要があります。

JASマークの意義を生産から流通、小売店、更には消費者にアピールしていくことが切り花の更なる消費拡大とJAS普及の鍵となるのではないかと考えています。

また、日本の花きの輸出においても日本産花きの象徴としてJASマークが高品質と安心のシンボルとなることも期待されます。

今後の課題として、日持ちの向上には流通、加工、小売部門の品質管理レベルの向上も必要です。

流通、加工、小売部門の作業管理基準を作ってJAS規格化を図り、よりお客様の満足度を上げていく必要があると感じています。

※【MPS (Milieu Programma Sierteelt)】

オランダの花き業界で環境負荷低減プログラムとしてスタートした総合的な認証システム。生産、流通での一体となった取り組みを可能とする。2014年現在、世界55カ国以上、約4000団体が認証を取得している世界的な認証制度。

事業者にとって 魅力あるJASを

農林水産省 食料産業局 食品製造課

松本 修一 食品規格室(JAS室)長



—新たなJAS規格は使いやすい

新たなJAS制度では、農林水産品・食品の生産・製造に携わる方だけでなく、保管、輸送、販売のほか、フードチェーンに関わる幅広い方々に、その商品、技術、取組をアピールするツールとして活用いただけるものとなりました。

食品事業者が海外などに出て行くときに、これからの時代、丸腰では出て行けません。日本の良い物を海外に出していこうというときに、経験のないところや少ないところ、力の弱い企業などが自分の商品がどれだけ良いものかとか、こだわりだとか製造方法とか、そういうものを伝えていくことはなかなか難しいと思います。

それを伝えやすくしていく。

そこに特徴があればそれを売りにしていく。

単にこだわっていると特徴があるとその事業者だけで主張しても外国人には分からないし、伝わりません。

そのような時、JAS規格を使って売っていくということが将来、事業を進めていく上では非常に有益です。

さらに輸出を伸ばしていこうとするとき、JASの仕組みが必要になるのではないかと思います。各国ではすでにやっていますが、使いやすい制度にしていくこと、事業者がある意味、自分本位な制度にして、使えるようにしたわけです。

—提案により規格化

これまでのJASは全国的に出回る製品の品質や仕様を対象に、国内業界全体のコンセンサスがある場合に国が主導して規格を定めてきました。これからのJASは、ビジネスにおいて戦略的に活用し得るよう、特定の事業者や産地からの提案に応じて弾力的な手続により規格を定めることとしています。

規格化のニーズ・シーズはビジネスの現場に存在しています。そうしたニーズ・シーズを規格として形にして、事業者や産地からの提案に応じて



官民連携の下に規格を定めていく手順を整備しました。

例えば、抹茶です。海外での人気を博している抹茶ですが、その人気に便乗して普通の煎茶などを粉末にした名ばかりの抹茶が出回っている問題があります。こうした中、日光を遮って栽培した茶葉(てん茶)を炉で乾燥させて臼で挽くといった伝統的な製法を規格として定めれば、JASマークが本物の証となるのではないのでしょうか。



もう一つの例として、ビーガン向けの食品。彼らは動物愛護を徹底するために動物由来のものはいっさい摂らない完全な菜食主義を貫いています。日本ではごく普通のせんべいや高野豆腐などは基本的に動物質を用いないので「ビーガン向け」という新たなJAS規格ができるとうなると思いますか？ 動物質を扱わない既存の製造施設があれば、無理なくJAS認証のビーガン向け食品としてアピールすることで海外との取引が拡大するのではないのでしょうか。

—魅力あるJAS規格

このような新たなJAS規格の提案にJAS室またはFAMICにおいて事前相談をお受けしています。そもそも規格化が適切かどうかといったことも含めて幅広く、気軽にご相談ください。ご提案の内容がJAS法の目的に適合し、かつ、JAS規格として欠点がないと見込まれる場合には事業者、自治体、研究機関などのほか農林水産省の関係部局やFAMICから構成されるプロジェクトチームを編成し、官民一体となってJAS規格の原案の作成を進めていきます。

プロジェクトチームで作成された原案は、JAS室において法令、国際ルールに基づいて規格制定の事務を行います。

事業者、産地の皆さん、これまでの取り組みを振り返り、ビジネスの種を見つけてみませんか。

皆さんにとって魅力のあるJAS規格となるよう育んでいきたいと思っています。

JASマークを使う!

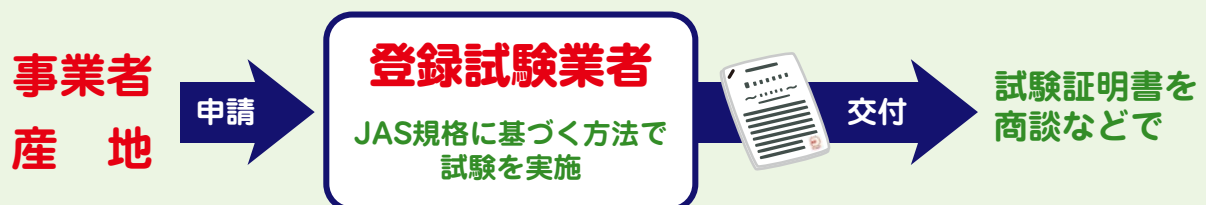
「モノの品質・生産方法」「取扱の方法」「試験方法」それぞれの手順があります。

- 商品に付けたJASマークで示す ※1
- 取扱方法などがJASに適合していることを表明する



注：「登録認証機関」「登録試験業者」は、農林水産大臣が登録を認めた機関や事業者です。

- 商品の特征についてJASに基づくデータで証明する ※2・3



注：自ら試験証明書を発行するために、自社の検査施設などが登録試験業者になることも可能です。

現在ある飲食料品などのJASに加え、規格の対象拡大に伴い新たに提案された

※1 「日持ち生産管理切り花」

※2 「べにふうき緑茶中のメチル化カテキンの定量方法」

※3 「ウンシュウミカン中のβ-クリプトキサンチンの定量方法」

など今後、該当するJAS規格が制定される見込み

最新の登録認証機関や登録試験業者(現在登録なし)は、農林水産省ホームページで閲覧できます。
http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/kikan_itiran.html

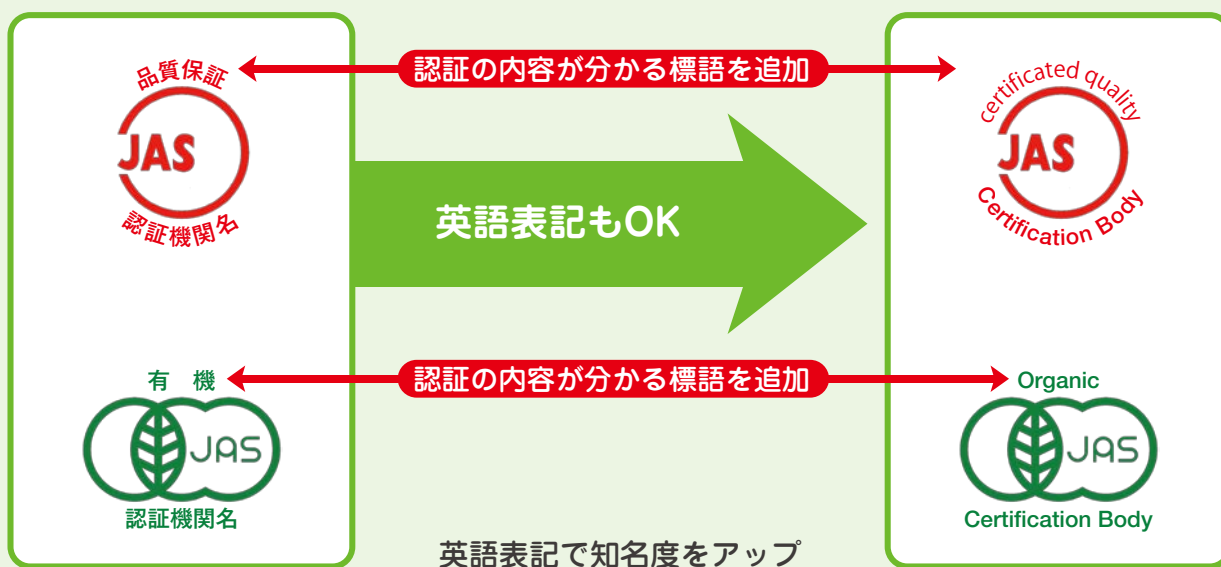


世界が認める JAS規格へ

JASマークを広く利用してもらうため、マークを分かりやすくし、国際規格としてアピールできるものは進んで提案するとともに、国際規格から利用できるものはJAS規格として取り入れることを推進します。

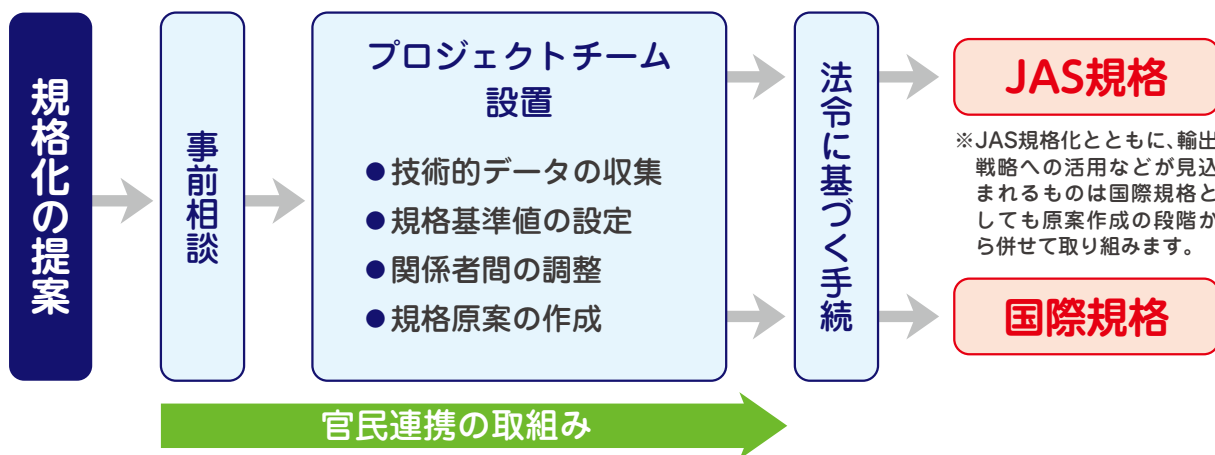
国内

海外



新たなJAS規格をご提案ください

〈ご提案から規格化までの基本的な流れ〉



〈相談窓口〉

FAMIC各センター

規格検査部 商品調査課

Tel:050(3797)1846 Fax:048(600)2373
Eメール:shohin_mailbox@nm.famic.go.jp

札幌センター規格検査課

Tel:050(3797)1760 Fax:011(757)5366

仙台センター規格検査課

Tel:050(3797)1890 Fax:022(295)0446

横浜事務所 規格検査課

Tel:050(3797)1880 Fax:045(201)7438

名古屋センター規格検査課

Tel:050(3797)1898 Fax:052(232)2089

神戸センター規格検査課

Tel:050(3797)1909 Fax:078(304)7425

福岡センター規格検査課

Tel:050(3797)1925 Fax:092(682)2943

FAMICホームページでもご案内しています。 <http://www.famic.go.jp/syokuhin/jas/soudan.html>



〈農林水産省〉 食料産業局 食品製造課 食品規格室(JAS室)

TEL : 03(6744)2098 / 03(6744)7182 FAX : 03(6744)0569
Eメール : jas_soudan@maff.go.jp

電話受付時間：午前9時～12時／午後1時～5時

(土・日・祝日・休日及び12月29日～1月3日を除きます)

〈編集・発行〉 独立行政法人 農林水産消費安全技術センター(FAMIC) 広報室
〒330-9731 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟
TEL : 050-3797-1829 FAX : 048-600-2377 Eメール : koho@famic.go.jp

FAMICは、農林水産省との密接な連携の下に、農業生産資材(肥料、農薬、飼料など)と食品などの検査・分析を通して、農業生産資材の安全の確保、食品などの品質・表示の適正化などに技術で貢献しています。

◎転載について

掲載した画像の無断転載・複製を固く禁じます。なお、本誌の内容を転載する際には、FAMIC広報室までご一報ください。